

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

近年、都市化や国際化の進展、情報通信技術の発展など、社会環境の急速な変化に加え、少子化や高齢化の進展など社会構造の変化により、市民の社会的ニーズはますます多様化・複雑化しています。

このため、公平・均一的な立場で公共サービスの提供を行う行政や、利益追求を基本にサービスの提供を行う企業だけでは市民の社会的ニーズに対応しきれない面が見受けられるようになりました。

その一方で、市民の意識は、物質的な豊かさがある程度満たされたことで、「生きがい」や「自分らしさ」など精神的なゆとりや豊かさを重視する方向に変化してきており、一人ひとりの多様な価値観や個性が尊重される社会の実現が求められています。

これまで、公共サービスは行政が担うものと考えられていましたが、近年、新しい公共の担い手としての市民活動団体の存在が注目されてきました。

行政と市民活動団体が公共サービスを提供することにより、地域の課題を的確かつ迅速に解決することが可能となり、さらに市民にとっての選択の幅が広がり、サービス提供の効率が改善され、質が高まることが期待されています。

さいたま市では、平成14年12月に策定した総合振興計画基本構想において、「だれもが住んで良かった、住み続けたいと思える都市」の実現を目指し、市民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、協働によって地方分権をリードする市民本位の自立した都市づくりを進めています。

豊かな自然資源や人材が織りなすさいたま市らしい魅力を活かしながら、未来に希望がもてる都市づくりを進めるためには、多くの市民が自発的・自主的に参加し、多様で活発な活動を行いやすい環境づくりに努めるとともに、その活動を支援していくことが必要です。

このような背景から、さいたま市では、市民活動を支援し、その活性化を図るための拠点施設として（仮称）さいたま市市民活動サポートセンター（以下「市民活動サポートセンター」という。）を浦和駅東口駅前再開発ビルの公益公共複合施設内に設置します。

この計画は、多くの市民が「私たちがつくったセンター」と実感し、開設後も広く活用される施設としていくために、（仮称）さいたま市市民活動サポートセン

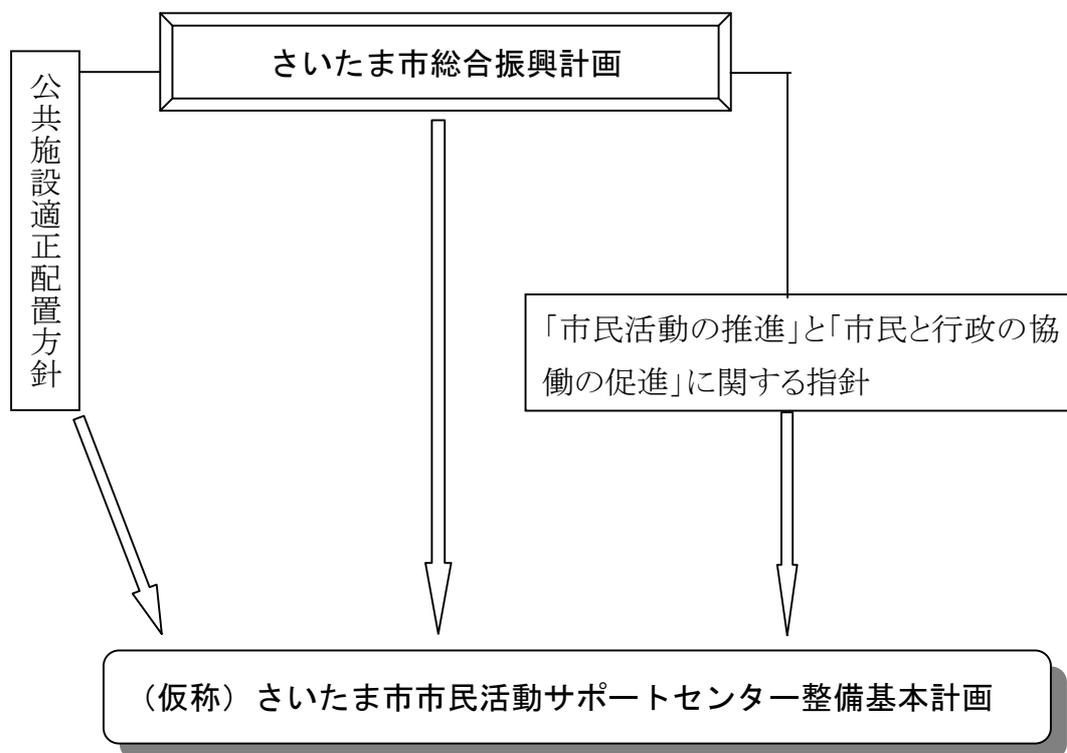
ター整備検討委員会（以下、「整備検討委員会」という。）からの提言やワークショップ参加者などからの意見や提案を踏まえて策定しました。

2 施設の計画上の位置付け

市民活動サポートセンターの整備は、市民の誰もが自由かつ選択的に利用できる施設を対象として策定した「公共施設適正配置方針」を踏まえ、活気に満ちた一貫性ある都市づくりを進めるための指針である「さいたま市総合振興計画」に位置付けられています。

また、市民活動を推進し、市民と行政が協働して地域社会を創っていくことの意義や考え方を示す『市民活動の推進』と『市民と行政の協働の促進』に関する指針」にも「市民活動の拠点施設」として位置付けられております。

【施設の位置付け 図1】



3 計画策定後の施設整備の進め方

この計画は、市民活動サポートセンターの整備に関する基本的な方針を定めています。計画策定後も、平成19年秋頃の開設に向け、整備検討委員会やワークショップ参加者とともに、施設利用のルールづくりや管理運営体制などの検討を進めていきます。

第2章 さいたま市の市民活動の現状と課題

1 現状

さいたま市は、2001（平成13）年5月1日に浦和市・大宮市・与野市の3市合併により誕生し、2003（平成15）年4月1日には政令指定都市に移行し、2005（平成17）年4月1日には岩槻市と合併しました。市域の再編や区の設置などにより、経年変化を大きく遡ることはできませんが、ここ2～3年においても市民活動は活性化の傾向にあるといえます。

(1) NPO法人と公民館登録団体

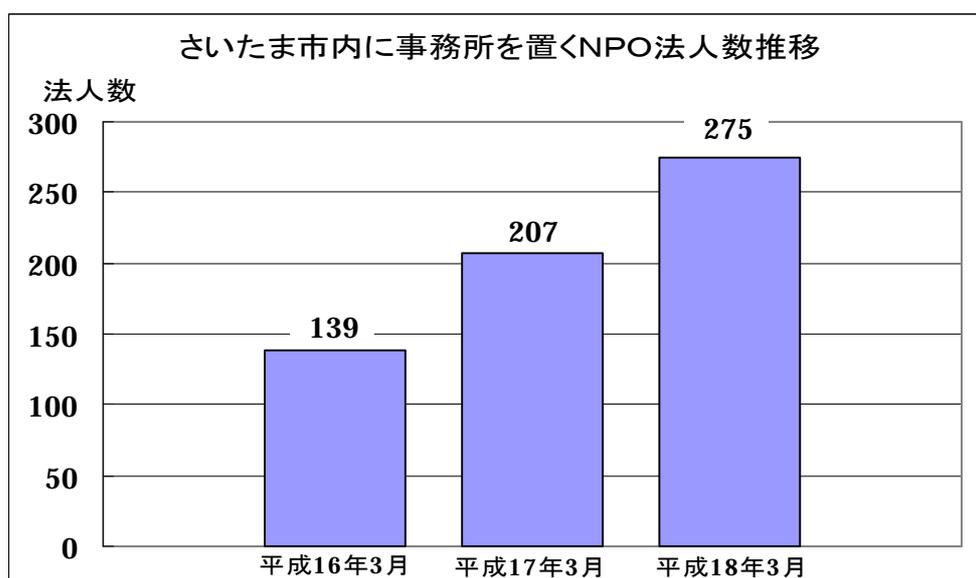
① NPO法人数はどうでしょうか 【表1】

1998（平成10）年12月1日から特定非営利活動促進法（以下、「NPO法」という。）が施行され、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）格の取得が可能となりました。

さいたま市では2004（平成16）年4月に市民活動支援室を設置して、この年から「市内に事務所を置くNPO法人数」の把握をはじめました。

市内に事務所を置くNPO法人数は、2004（平成16）年3月31日現在で139団体、2005（平成17）年3月31日現在では207団体、2006（平成18）年3月31日現在では275団体となり、この2年間で約2倍に増加しています。

【表1】



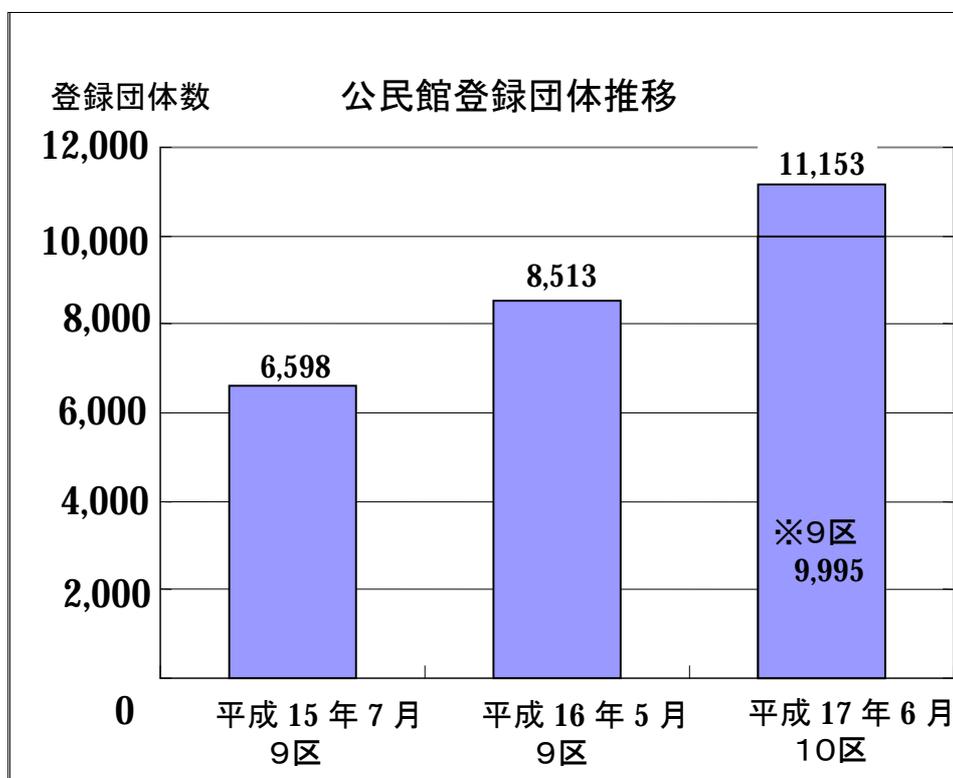
資料：政策局政策企画部コミュニティ課市民活動支援室

② 公民館の登録団体数はどうでしょうか 【表2】

公民館の登録団体数は、2003（平成15）年7月2日現在で6,598団体（9区）でしたが、2005（平成17）年6月2日現在では11,153団体（10区）となり、この2年間で約1.7倍に増加しています。なお、9区の数字でも9,995団体と約1.5倍に増加しています。

それ以前の旧大宮市域の公民館の登録団体数は、2000（平成12）年から2003（平成15）年までの3年間は約2,000団体で推移していましたが、2004（平成16）年では2,633団体、2005（平成17）年では3,117団体となり、9区の数字と同じように約1.5倍に増加しています。

【表2】



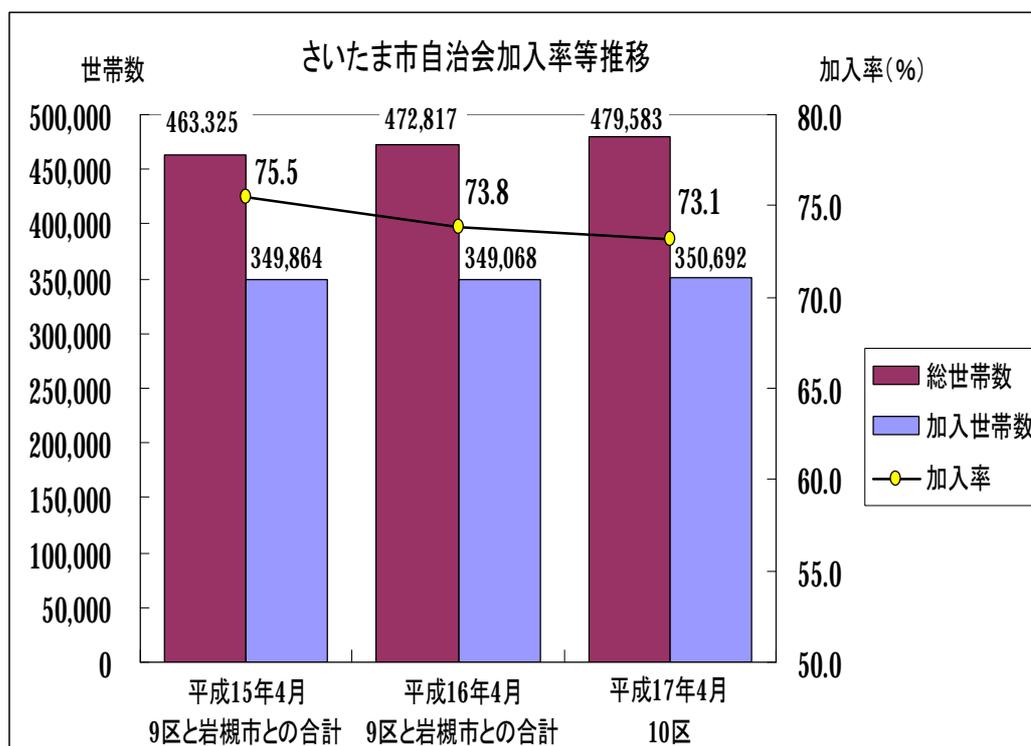
資料：政策局政策企画部コミュニティ課市民活動支援室
データ提供：教育委員会生涯学習総合センター

(2) 自治会等の地縁団体

① 自治会の加入世帯数と加入率はどうでしょうか 【表3】

自治会の加入世帯数は、2003（平成15）年度で349,864世帯でしたが、2005（平成17）年度では350,692世帯と増加しているものの、加入率は、2003年度で75.5%でしたが、2005（平成17）年度では73.1%と低下する傾向にあります。

【表3】



資料：政策局政策企画部コミュニティ課市民活動支援室
データ提供：政策局政策企画部コミュニティ課

さいたま市は総じて、首都圏のベッドタウンとしての色彩が強く、市民の平均年齢も若く、人口も増え続け、地域によっては人口の流動も激しくなっており、その分だけ新しい地域の課題が生まれやすくなっています。

加入率が低下する傾向にあるとはいえませんが、現在も70%を超える世帯が自治会に加入しており、地域や社会の担い手としての役割は、今後とも大きなものがあります。

2 課題

(1) 地縁団体やボランティア団体・NPO等との新しい関係と行政の役割

① 市民活動の支援と協働への取り組み

さいたま市では、市民と行政の協働による都市づくりを目指して、2003（平成15）年から各区に区民の意向を区政に反映していくことを目的とした区民会議を設置するとともに、地域でまちづくり活動を行う団体をコミュニティ会議と位置付け、地域の特性を活かしたまちづくりへの取り組みを始めました。

また、2004（平成16）年6月にさいたま市市民活動推進委員会を設置し、委員の手によって「市民活動の推進、協働の促進」のための提言書「さいたま市における『市民活動の推進』と『市民と行政の協働の促進』に向けて」が起草されました。

さらに、区民会議や審議会、委員会等の委員にボランティア団体・NPO等の参加を促進することで、自治会等の地縁団体とボランティア団体・NPO等との出会いと交流の機会をつくりだしてきました。

② 時代の流れにそった市民活動団体と行政との関係

地縁団体と行政との間には、長い間、協力関係が築き上げられてきました。

ここにきて、あらためて市民と行政の協働がうたわれる背景には、地域や社会における問題の発見と課題の解決を行うボランティア団体・NPO等と行政とが「新しい公共」を担うパートナーとして、その関係を見直そうということがあります。また、地縁団体やボランティア団体・NPO等と行政とが対等なパートナーであるためには、対話を深めながら情報を共有し、相互の信頼関係を築いていく必要があります。

これは時代の大きな流れにそったもので、これからの地域社会をつくっていくうえで欠かせないことです。

さいたま市における市民と行政の協働は、いまスタート地点にたった段階で、職員の意識改革や市民の市民活動への参加など、多くの課題を解決しながら協働による都市づくりを推進していく必要があります。

(2) 「市民活動サポートセンター」に期待されること

① 市民活動の活性化を図る機会と場

これからの地域社会づくりには、地縁団体やボランティア団体・NPO等の活動は欠かせません。

各区の区民会議やコミュニティ会議は、市民と行政の協働の場であり、お互いの出会いと交流の場となっているとともに、市民活動団体が自らの活動の意義を確認し、発見する場ともなっています。

また、市民が活動に触れる機会を増やし、市民が活動を行う機会を広げることで、市民活動の活性化が図られていきます。

こうした成果をさらに大きく広げ、その意義を普遍的なものにしていくためにも、市民活動サポートセンターには、出会いと交流の機会と場を設けることで、市民活動の活性化を図る役割が期待されます。

② 市民活動への参加のための機会と場 【表4】 【表5】 【表6】

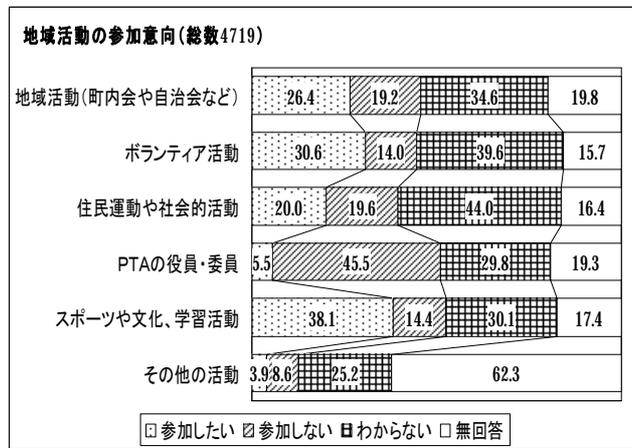
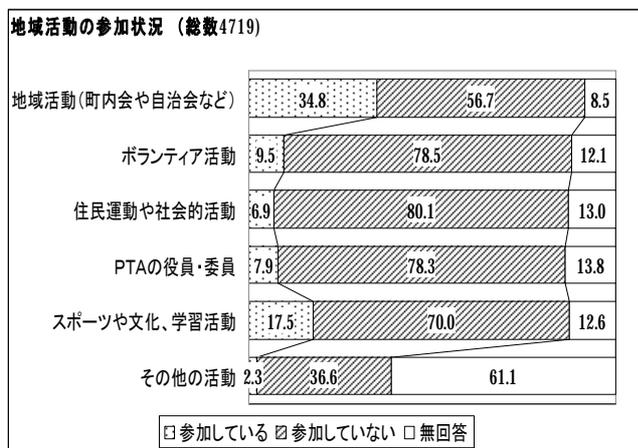
さいたま市では、「団塊の世代（昭和22年—24年生）」が60歳に達する2007（平成19）年以降の5年間で、約10万人が定年退職の時期を迎えます。そこで、定年を迎え地域に戻ってくる多くの市民が、よりよい地域社会をつくるための活動に参加することが期待されます。

また、首都圏への交通網が発達し、県内に在住する勤労者や学生の約3分の1以上は東京都に通勤・通学しています。こうした「埼玉都民」といわれる市民は、比較的、郷土意識が薄くなりがちともいわれています。

さいたま市が実施した「市民意識調査報告書」によると、現在「ボランティア活動」や「社会的活動等」に参加していないが、これらの活動に参加の意向を持つ人が多いことがわかります。

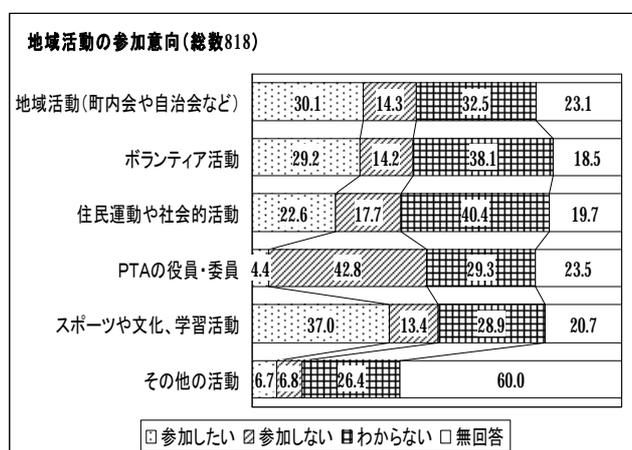
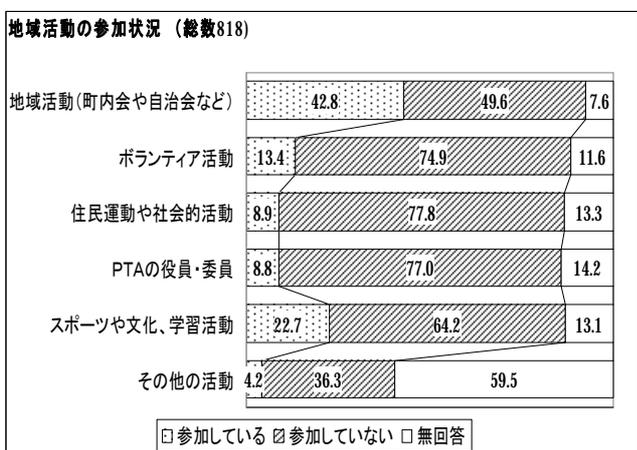
市民活動サポートセンターには、団塊の世代や埼玉都民をはじめとした多くの市民にとって、市民活動への参加のための機会と場になることが期待されます。

【表4】



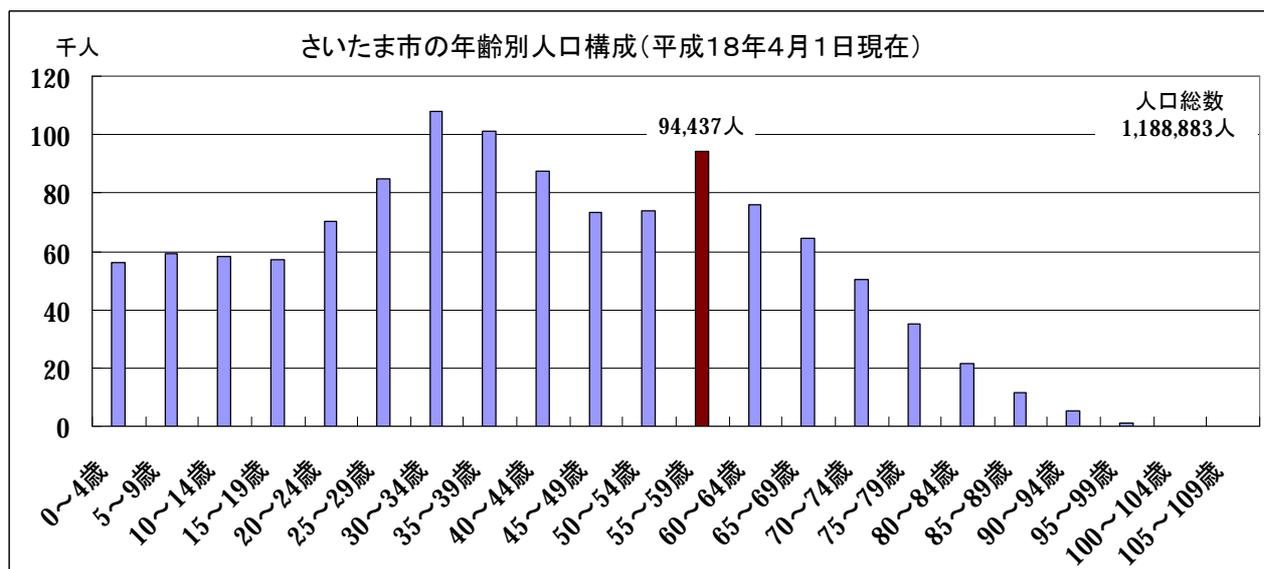
資料：さいたま市総合振興計画策定のための市民意識調査報告書 (平成14年3月)

【表5】



資料：さいたま市総合振興計画策定のための岩槻区民意調査報告書 (平成17年9月)

【表6】



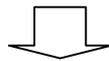
資料：政策局政策企画部コミュニティ課市民活動支援室
データ提供：総務局総務部市政情報課

第3章 市民活動サポートセンターの基本的な考え方

1 センターの位置付けと役割

地域社会を再創造する市民活動のための拠点

- 地域や社会における問題の発見と課題解決に向けた市民活動¹を、推進・支援²するためのさいたま市全域を対象とした拠点です。
- 地域の課題解決に向けて、市民が持っている知恵と力と熱意を持ち寄り、自ら（自助）または共同して（共助）解決にあたるための拠点です。
- 市民と行政が対等なパートナーであることを互いに認識し、よりよい協働³の関係・仕組みを育てていくための実践的な拠点です。



- こうした市民活動サポートセンターにおける市民活動の推進・支援や、市民と行政の協働を通じて、地域社会が一層活性化するものと考えます。

¹ 「市民活動」とは、地域や社会の担い手としての市民や市民活動団体が、自発的・自主的に社会のために行う非営利の活動のことをいいます。

「市民活動団体」とは、市民が自由な意思に基づいて集まり、自律的に活動する団体のことをいいます。

² 「推進」とは、市民が自主的に市民活動に参加できる機会の拡大を目指し、市民の活動しやすい環境を整えることをいいます。

「支援」とは、市民の活動を推進するために行うさまざまな援助のことをいいます。市民と行政のそれぞれが、市民活動の「推進」や「支援」の主体となります。

³ 「協働」とは、市民と行政が、相互の立場や特性を尊重しつつ対等な立場から、地域や社会における共通の課題の解決や共通の目的の実現に向けて、相互の役割を明確にしたうえで、連携を図りながら協力して活動することをいいます。

※ 上記1～3は、『市民活動の推進』と『市民と行政の協働の促進』に関する指針から引用

2 センターの3つの理念

理念

1

市民に対して
「開かれた市民活動サポートセンター」

理念

2

市民の提案を受け入れながら
「市民とともに成長する市民活動サポートセンター」

理念

3

市民にとって
「集まりやすく居心地のよい市民活動サポートセンター」

理念1 市民に対して

「開かれた市民活動サポートセンター」

- 利用者をできるだけ限定しない市民に開かれた施設とします。
- そのために、次のような目に見えない壁を超えることを目指します。

(1) 市民活動への関わり方の違いを超える

- ・市民活動への関わり方の違う市民（市民A・B・C）のそれぞれが、価値を見いだせる場とします。
 - * 市民A＝既に市民活動を行っている人々
 - * 市民B＝市民活動に関心をもっているが、活動をしていない人々
 - * 市民C＝市民活動への関心とは関係なく、ふらりと立ち寄る人々
- ・市民Aにとっては、多様な市民との交流、活動に必要な情報の入手などにより、活動を拡充させることができると考えます。
- ・市民Bと市民Cにとっては、既に市民活動を行っている人々と出会い、触れ合うことで、市民活動への参加のきっかけづくりの場になると考えます。

(2) 市民活動団体の性格の違いを超える

- ・自治会等の地縁団体とボランティア団体・NPO等とが活動する分野や地域を超えて、お互いの交流が促進される場とします。
- ・市民活動に興味のある人々が集まり、新しい仲間、新しいコミュニティが創造されることが期待されます。
- ・人的、物的資源を持つ大学や企業関係者も集うことにより、さまざまな重層的なネットワークが形成されることが期待されます。

(3) 世代や価値観等さまざまな違いを超える

- ・これから市民活動の担い手となる小学・中学・高校生等の若年世代も視野に入れた世代間の交流や、出身地や国籍の違い、障害の有無、居住年数を問わず、多様な市民に開かれた場とします。
- ただし、市民活動サポートセンターの利用にあたっては、必要最低限の範囲内で基準を設けます。

理念2 市民の提案を受け入れながら

「市民とともに成長する市民活動サポートセンター」

- 市民活動を推進・支援する市民活動サポートセンターのあり方は、今後、市民活動がさまざまなかたちで展開していく現状において、必ずしも明確に定められるものではありません。
- したがって、市民活動の担い手である市民の成熟と歩調を合わせて、成長する施設であることが重要です。
- また、市民活動サポートセンターに集まる市民活動に関するさまざまな情報は、今後、市民活動団体と行政との関わり方や、市民活動への支援のあり方を検討する際に極めて重要です。

(1) 市民とともに成長する施設

- ・特定の分野やテーマを掲げずに、さまざまな分野の活動を結びつけるネットワークの要であり、複数のテーマを横断的に眺められるような、間口が広くて懐が深い施設を目指します。

- ・開設当初から想定されるあらゆる機能を担うことや、必要と思われるサービスと設備を全て揃えるのではなく、まずは基本的な機能からスタートして、一定期間かけて利用実態や利用者のニーズを把握し、市民の提案を受け入れながら徐々にサービスと設備を充実させていきます。
- ・空間的にも、少なくとも開設当初は、利用の仕方を限定する個室等はできるだけ設置せずに、柔軟に空間利用できる施設として整備します。
- ・その一方で、将来、市民からサービスや設備面での提案があった場合には、可能な限り対応できる施設として整備します。

(2) 施設の利用を通して成長する市民

- ・市民活動サポートセンターの利用者には、多様な市民との出会いや交流により、地域や社会のあり方への関心を深め、「自分たちのまちは、自分たちでつくり、良くする」という自治意識を高めるとともに、市民活動の担い手として成長することが期待されます。

理念3 市民にとって

「集まりやすく居心地のよい市民活動サポートセンター」

- これまでも市民活動団体や行政のさまざまな取り組みにより、市民活動の活性化が図られてきました。
- さらに市民活動の活性化を図るためには、「市民活動に関心をもっているが、活動をしていない人々」や「市民活動への関心とは関係なく、ふらりと立ち寄る人々」と「既に市民活動を行っている人々」とが出会い、触れ合うことによる、参加へのきっかけづくりが必要です。
- 市民活動サポートセンターでは、柔軟な発想のもとに、より多くの市民が利用できるよう、集まりやすく居心地のよい空間づくりを目指します。

(1) 建物全体をひとつとして捉える

- ・市民活動サポートセンターを設置する浦和駅東口駅前再開発ビルは、民間の商業施設及び映画館、図書館、コミュニティセンター等により構成する建物という特徴があります。

- ・市民活動サポートセンターでイベントを開催する際には、民間の商業施設や映画館における集客のノウハウや、建物に隣接して整備される市民広場を有効に活用していきます。
- ・建物の屋内外のサイン計画等を工夫することで、他の施設を訪れた人にも市民活動サポートセンターの周知を図り、より多くの市民が立ち寄ることができるように努めます。

(2) 居心地のよい空間をつくる

- ・屋上庭園は、浦和駅東口駅前再開発ビル全体の管理運営計画と調整しながら、市民活動サポートセンターと融合した魅力的な空間演出やイベント空間としての活用を検討します。
- ・屋上庭園の芝生広場を中心にして、フロア全体が一つの「広場」となって、そこに居るだけで快適で、利用者がそれぞれに空間と時間を共有できる環境づくりを目指します。

(3) 利用しやすい環境を整える

- ・利用者である市民や市民活動団体は、活動目的や組織体制がさまざまであり、また活動日、活動時間帯や活動内容もそれぞれ異なります。
- ・そのため、できるだけ多くの市民が利用できるように、市民活動の実態にあった開館日時の設定に努めます。
- ・施設の利用に際して予約や登録を必要とする場合は、その手続きをできるだけ簡略にするとともに、インターネット等を利用して手続きが行える仕組みを検討します。
- ・特定の団体に対する既得権が生じないように、利用の機会の公平性を担保する仕組みを検討します。

第4章 市民活動サポートセンターの機能

市民活動サポートセンターには、開設当初からあらゆる機能を備えるのではなく、基盤となる6つの機能からスタートし、利用実態や利用者のニーズを把握しながら機能を充実させていきます。

1 基盤となる6つの機能

(1) 市民活動の入口の機能

—訪れた人すべてに、市民活動の面白さや大切さを知ってもらうためのきっかけづくりの場とする—

「市民活動に興味はあるけれど具体的な一歩が踏み出せずにいる人」には、一歩を踏み出すきっかけを、「何かをしたいけれど何をすればいいのかわからない人」には、市民活動の面白さを、「市民活動に関心はないけれどたまたま訪れた人」には、市民活動の大切さを知ってもらい、また見て、聞いて、感じてもらうことで、市民活動の裾野が広がり、市民活動のさらなる活性化に向けた可能性が、次の世代へと引き継がれていきます。

また、市民活動を行う市民や団体にとっては、自分たちの活動の発信の場となり、新しい仲間を招き入れる場となります。

(2) 活動拠点・事務所の機能

—市民活動を行う市民や団体に必要なスペースを提供する場とする—

—市民活動を行う上で、実務的に必要となる基本的サービスを提供する場とする—

市民活動を行う市民や団体には、必要なサービスが受けられる「場」＝「活動の拠点」が必要です。

設備が十分でない、アクセスが悪い、活動の内容と施設の利用形態があわない等、市民活動を行う上での活動場所を確保することは難しいという声が聞かれます。

そこで、市民活動サポートセンターには、さいたま市における市民活動のための拠点施設として、市民活動を行う市民や団体のニーズにあったサービスを

提供するための設備を整えていきます。

なお、ここで言う「必要なスペースを提供する場」とは会議や作業などを行う場としての物理的スペースのみでなく、「市民と行政とが協働して事業を行う場」を提供することも意味しています。

(3) 交流・ネットワークの機能

—さまざまな市民活動、さまざまな市民が出会い、多彩な交流や情報の交換を行い、活動と活動、活動と市民、市民と市民をつなぐ場とする—

市民活動サポートセンターは、市民活動への関わり方の違い、市民活動団体の性格、世代や価値観等、さまざまな目に見えない壁を超えて交流する「場」を提供することが必要です。その交流を通して、市民活動の新しい担い手や次世代の市民活動が生まれてくることが期待されます。

また、活動と活動、活動と市民、市民と市民をつなぐネットワークが脆弱では、市民の生き生きとした力＝「市民活力」は生まれません。地域で活動する団体間のネットワーク化を図ることは急務となっており、市民活動サポートセンターは、交流ネットワークの中核を担っていきます。

(4) 情報収集・提供（発信）の機能

—市民活動に関する各種情報や資料の収集・提供、調査・研究を行う—
—団体の活動情報や市民活動サポートセンターの情報を発信する—

インターネットの普及で大量の情報を入手できる反面、実際の活動に必要な情報は、かえって手に入れにくいともいわれています。市民活動サポートセンターでは、市民活動に必要な情報（助成金、支援プログラム、行政や企業に関連事業、活動団体の現況など）、地域情報（さいたま市、近隣都市及び埼玉県の行政や市民活動に関する情報）、さらには活動を進める上で必要な専門情報などを利用しやすい形で提供することに努めます。

また、市民活動サポートセンターは、市内の市民活動の現況について把握し、活動の実態を記録保存することにも努めます。

そして、市民活動サポートセンターの事業内容や利用等に関する情報だけでなく、市民活動を行う市民や団体からの情報、市民活動に役に立つ情報等をわかりやすく発信していきます。

(5) 相談・コンサルティングの機能

—市民活動のイロハから実務上の事項まで幅広く相談に応じる—

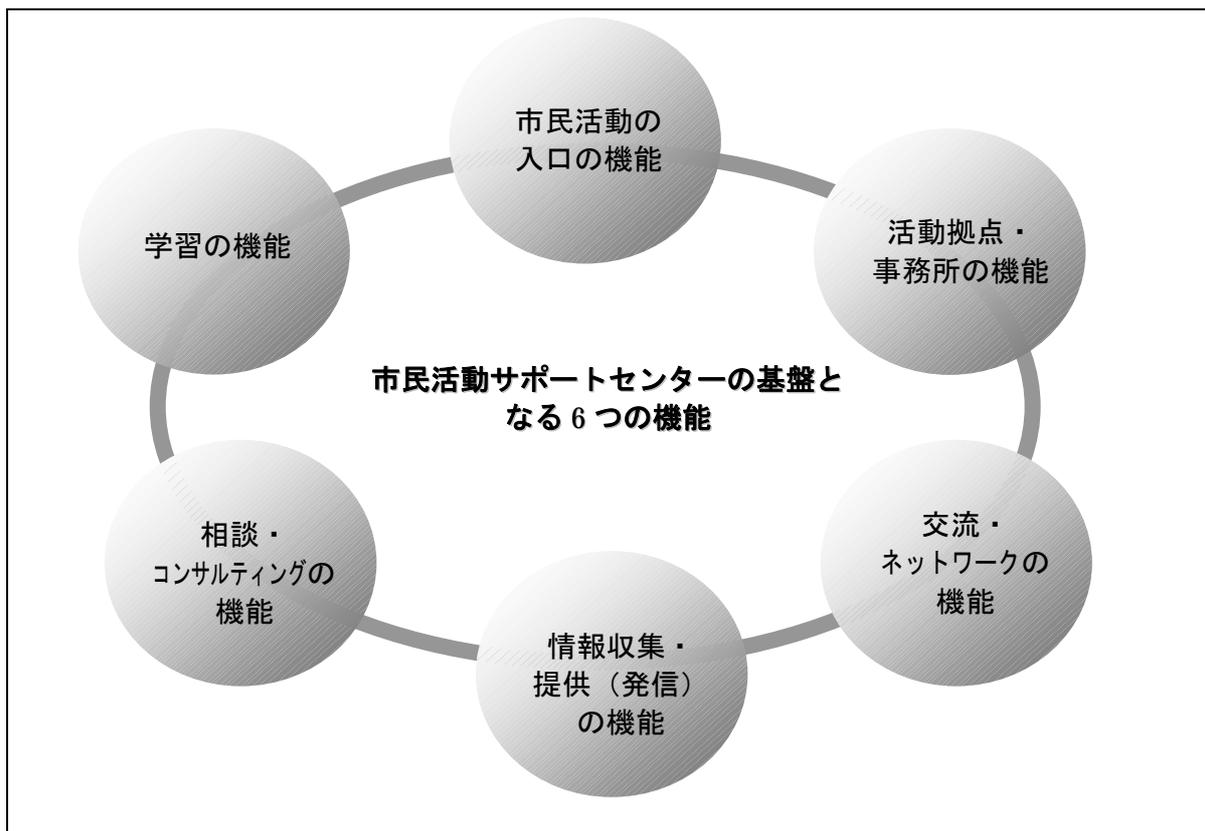
市民活動を行う上で、経験者の知恵や技術、専門家のアドバイスが必要な時に、安心して相談できる窓口があることは大切です。市民活動サポートセンターでは、市民活動の個別の相談に応じると同時に、市民活動の発展を促すために、団体の運営や事業の展開等についての長期的なコンサルティングとその支援を可能にする体制を整えていきます。

(6) 学習の機能

—講座・研修会などにより、市民活動のスキルアップを図る—

思いだけでは活動の継続は難しく、活動を進める上でのスキルアップ、知識の習得はあらゆる市民活動に必要です。市民活動の裾野を広げ、活動のレベルアップが図られるような学習プログラムを開発し、提供していきます。

【市民活動サポートセンターの基盤となる6つの機能のイメージ 図2】



2 市民とともに成長するセンターの機能

市民活動サポートセンターは、市民活動の担い手である市民の成熟と歩調を合わせて、成長する施設です。日々の市民活動を支え、市民活動を推進・支援すると同時に、市民に育てられていく施設であるということから、市民活動サポートセンターの整備は、市民と行政の協働プロジェクトであると言えます。

市民活動がどのように展開し、次の世代にどのような市民活動が生まれてくるのかは未知数ですが、市民活動は着実に市民を育て、行政との対等なパートナーとして地域自治、地域社会を支える力となります。

こうした市民の生き生きとした力＝「市民活力」を活かすことが、地域の活性化に繋がることは明らかです。市民活動サポートセンターは、市民活動の支援を通して、地域の資源とも言うべき「市民活力」を育て、地域に還元するという役割も担っています。

市民活動サポートセンターは、市民活動の裾野の広がり新たな展開に柔軟に対応できるサービスを提供するため、市民のニーズに応える機能を加えて成長していきます。

第5章 市民活動サポートセンターが提供するサービスと設備

市民活動サポートセンターの基盤となる6つの機能に基づき提供するサービスと設備は次のとおりです。

1 市民活動の入口の機能

(1) 提供するサービス

① 市民活動について知る、市民活動に触れる機会を提供します

市民活動団体の活動内容や市民活動の最新情報などをさまざまな媒体で発信するとともに、より多くの市民に市民活動への関心を持ってもらうための体験イベントなどを開催します。

② 総合受付・案内窓口を設置します

市民活動サポートセンターの利用に関する問い合わせや、市民活動を始めたい市民、始めたばかりの市民の相談に応じます。

③ 多目的サロンを設置します

市民活動サポートセンターを利用する市民が出会い、触れ合うことによる市民活動への参加のきっかけづくりの場を提供します。

(2) 必要な設備、備品

- ・インフォメーションボード
- ・パンフレットラック
- ・掲示板
- ・可動式掲示用パネル
- ・照明、音響機器
- ・案内窓口（受付カウンター）
- ・テーブル、椅子、ソファ
- ・給湯設備、茶器
など

(3) 配慮する事項

- ・初めて訪れた人にもわかりやすいゾーニングと施設配置、表示（絵記号など）と表記に心掛けます。

- ・一人で訪れても居心地がよく、使い勝手がよい設備の整ったバリアフリー空間に心掛けます。

2 活動拠点・事務所の機能

(1) 提供するサービス

① 団体ロッカーを設置します

市民活動に必要な物品や印刷用紙などの保管ができる場所を提供します。

② 印刷作業室を設置します

市民活動団体の冊子、パンフレット、チラシ類などを作成するための場を提供します。

③ 打合せコーナーを設置します

市民活動団体が会合や打合せを行うために、予約なしで利用できる場を提供します。

④ 貸出機材を整備します

市民活動団体の活動に必要な機材で、1団体では購入や保管が難しいものを整備し、貸し出しを行います。

(2) 必要な設備、備品

- ・ロッカー
- ・パーティション
- ・パソコン、プリンター
- ・印刷機、コピー機
- ・丁合機、紙折り機、穿孔機、裁断機
- ・作業テーブル
- ・テーブル、椅子
- ・ホワイトボード
- ・掲示板
- ・音響機器
- など

(3) 配慮する事項

- ・必要に応じて、可動間仕切りで閉じた空間を作るなど自在な使い方ができる

空間設計に心掛けます。

- ・活動の意欲と活力を促進するような居心地のよい環境、バリアフリーに配慮した設備配置に心掛けます。

3 交流・ネットワークの機能

(1) 提供するサービス

① 交流ネットワークを構築します

市民活動団体相互あるいは市民活動団体と行政、企業、学校・大学などの情報ネットワークを構築します。

② 交流会やイベントを開催します

市民活動団体相互の連携を強めるとともに、市民への普及啓発を行うための交流会やイベントを開催します。

③ 交流コーナーを設置します

市民活動の分野や領域を超えた交流ができる場を提供します。また、少人数での打合せができる場を提供します。

④ 多目的・展示コーナーを設置します

市民活動団体がイベントを開催したり、活動の発表を行う場を提供します。

⑤ メールボックスを設置します

市民活動団体の会員同士の連絡や他団体との情報交換、郵便物の受取りなどができる場所を提供します。

(2) 必要な設備、備品

- ・テーブル、椅子
- ・可動式掲示用パネル
- ・展示ケース
- ・照明、音響機器
- ・メールボックス
- など

(3) 配慮する事項

- ・バリアフリーに意識した設備配置に心掛けます。
- ・電子会議室など、市民が双方向に議論することができる仕組みづくりを検討します。

4 情報収集・提供(発信)の機能

(1) 提供するサービス

① 市民活動データベースを構築します

市民活動団体の活動状況やお知らせ、募集案内などの各種情報を収集・提供するため、情報の一元化を図ります。

② ホームページの開設や情報誌を発行します

市民活動サポートセンターの施設や事業などの情報、市民活動や市民活動団体に関する各種情報をホームページや情報誌で提供します。

③ 掲示ボード、パンフレットラックを設置します

市民活動団体のイベント情報や募集案内などの各種情報の掲示やパンフレットの配布ができる場所を提供します。

④ 書籍・資料コーナー、閲覧コーナーを設置します

市民活動団体や行政などが作成した冊子、広報誌、資料などを中心に収集・提供します。なお、書籍類は8階に整備する図書館のサービスと重複しないように連携して収集・提供します。

⑤ O Aコーナーを設置します

市民活動団体がパソコンを利用して資料等を作成したり、インターネット閲覧による情報収集ができる場を提供します。

(2) 必要な設備、備品

- ・ 情報通信設備・機器
- ・ パンフレットラック
- ・ 掲示ボード
- ・ 書棚、閲覧机
- ・ テーブル、椅子
- ・ パソコン、プリンター
など

(3) 配慮する事項

- ・ 情報の保護に配慮した空間に心掛けます。
- ・ 必要な情報が手に入りやすい環境づくりに心掛けます。

5 相談・コンサルティングの機能

(1) 提供するサービス

① 相談（室）コーナーを設置し、相談員を配置します

市民活動の入口から実務（団体の設立や運営、助成金、法律、会計、税務、労務など）、活動分野ごとの相談まで幅広く相談に応じます。

② ゼミナール（工房）コーナーを設置し、専門員を配置します

市民活動団体がパソコンを利用してのデータ編集やホームページを開発するための技術的な相談に応じます。

(2) 必要な設備、備品

- ・ テーブル、椅子
 - ・ パーティション
- など

(3) 配慮する事項

- ・ 個人情報を保護するために間仕切りなどの設置に心掛けます。

6 学習の機能

(1) 提供するサービス

① 講座、研修会を開催します

市民活動に関する理解を深めるとともに、市民活動に必要な知識を習得するための講座や研修会を開催します。

(2) 必要な設備、備品

- ・ ホワイトボード
 - ・ プロジェクター
- など

(3) 配慮する事項

- ・ 講座や研修会の内容と規模によっては、他の施設を活用していきます。

第6章 市民活動サポートセンターの施設配置

浦和駅東口駅前再開発ビルの9階に整備する市民活動サポートセンターは、約2,920㎡の床面積を有しています。なお、同階には、消費生活センター、国際交流センター、コミュニティセンターの集会室が整備される予定です。

● 浦和駅東口駅前再開発ビル

公益施設	10階 コミュニティセンター 9階 市民活動サポートセンター 消費生活センター 国際交流センター コミュニティセンターの集会室 8階 図書館
シネマコンプレックス	6階～7階の一部
大型商業施設等	地下1階～5階、6階～7階の一部
駐車場等	地下4階～地下2階

1 施設配置の基本的な考え方

(1) 市民に開かれた施設とします

- ・気軽に訪れることができるような雰囲気づくりに心掛け、市民活動サポートセンターの入口には広いロビーラウンジを整備するなど、開放感あふれる施設とします。
- ・入口正面には、施設内のイベント情報等をお知らせするインフォメーションボードを設置し、また、わからないことや知りたいことがすぐ聞ける総合受付・案内窓口を設置するなど、初めて訪れた人にも利用しやすい施設とします。
- ・屋上庭園の芝生広場を取り囲んだ施設の中心部には、市民活動への関わり方の違いや、市民活動団体の性格の違い、世代や価値観等さまざまな違いというような、目に見えない壁を超えた出会い、交流を象徴する円をモチーフにした「円形の造形」を天井に施すとともに、床面には可動式掲示用パネルを円形に配置し、その内側に交流を促進する機能を配置する空間デザインとします。

(2) 市民とともに成長する施設とします

- ・開設当初は、利用の仕方を限定する個室等はできるだけ設置せずに、施設全体を柔軟に空間利用できる施設とします。
- ・折りたたんで収納できるパネル（可動式掲示用パネル）を設置した多目的・展示コーナーを整備し、イベントや講演会を開催する際には、パネルを有効に活用することで、用途に応じた利用が可能な施設とします。
- ・打合せから情報収集、資料編集、印刷、情報発信へと一連の作業等が行いやすいように、動線にも配慮した施設とします。

(3) 市民が集まりやすく居心地のよい空間づくりを目指します

- ・美しい緑のロケーションを活かし、屋上庭園の芝生広場を囲むように交流コーナーや打合せコーナーを配置する等、そこに居るだけで快適で、利用者がそれぞれに空間と時間を共有できる環境づくりを目指します。
- ・多目的トイレやバリアフリーパントリー（車椅子を利用している市民にも使い勝手のよい給湯設備）を整備し、バリアフリーに配慮した快適に利用できる環境づくりを目指します。
- ・コインロッカー、公衆電話、自動販売機、プレイルーム、授乳室を配置し、利用者の利便性に配慮します。

2 施設配置

上記の施設配置の基本的な考え方を踏まえて、市民活動サポートセンター内を「ゾーニング図（資料1）」のとおり8つのゾーンに分類しました。そして、各ゾーン内で提供するサービスなどを「施設配置図（資料2）」のとおり配置しました。

なお、「施設配置図（資料2）」に記載した番号は、「機能、サービス内容一覧（資料3）」の配置番号に対応しています。